



大教学 第556号
令和6年10月30日

大淀町立学校適正化審議会
委員長 様

大淀町長 辻本 眞宏

諮 問 書

大淀町立学校適正化審議会設置要綱第2条により、次に掲げる事項について検討の上、答申いただきたく、理由を添えて諮問いたします。

1 諮問事項

- (1) 大淀町立学校の適正規模、適正配置に係る基本方針に関すること。
- (2) 前号に掲げる適正化に関して特段留意すべきこと。

2 諮問理由

本町の町内すべての学校において児童生徒数が年々減少している状況を踏まえ、大淀町教育委員会では、将来を担う子どもたちにとって望ましい教育環境を整え、充実した学校生活を実現していくために、大淀町立学校の適正な規模や配置について検討を進めております。

令和2年に教育委員会に対して町立学校の適正化について考え方を示すように依頼し、令和4年に「大淀町立学校の規模や配置の適正化についての考え方」の報告を受けました。

大淀町立学校の適正化に係る課題は、本町にとって最重要課題の一つであるという認識のもと、適正化基本方針・基本計画の策定を進めるために、「大淀町立学校の規模や配置の適正化についての考え方」を踏まえ、大淀町の子どもたちにとって望ましい教育環境の整備・充実に向けた町立学校の適正規模、適正配置に係る協議を行うことを目的とした「大淀町立学校適正化検討会議」を、町長を会長として設置いたしました。

6回に重なる同会議による検討を行い、令和6年6月、「大淀町立学校の適正化に係る基本方針（原案）」を立案し、この度、大淀町立学校の適正規模、適正配置に係る基本方針に関して、審議をお願いする運びとなりました。

つきましては、持続可能な望ましい学校教育環境の実現を図るため、将来を見据えた大淀町の学校の在り方について、慎重審議いただき、ご提言くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。